



固定資産

【除却損】









1 有姿除却

次のような固定資産は、廃棄等していなくても、処分見込価額を控除した金額を、除却損として損金算入できる。

- ①使用を廃止し、今後通常の方法で事業供用の可能性が ないと認められる固定資産
- ②特定の製品生産の専用の金型等で、生産中止により将来使用される可能性がほとんどないことが、その後の状況等からみて明らかなもの







物理的な除却等がなくても、今後事業供用しないことが 明らかな事実があれば、除却損として損金算入できる。

- ①自社利用のソフトで、データ処理の対象となる業務が 廃止された場合、又はハードやOSの変更等によって、
- 従来のソフトを利用しなくなったことが明らかな場合
- ②販売用のソフトウエア原本で、新製品の出現、Verup 等により、今後、販売しないことが社内稟議書、販売流
- 通業者への通知文書等で明らかな場合



固定資産

【評価損】









固定資産の評価損の計上ができる事実

- ①災害により著しく損傷したこと。
- ②一年以上にわたり遊休状態にあること。
- ③本来の用途に使用することが出来ず、他の用途に使用 されたこと。
- ④資産の所在する場所の状況が著しく変化したこと。
- ⑤やむを得ない事情で1年以上事業の供用できないため、 その価額が低下したと認められること。









次のような場合には、評価損の計上は出来ない

- ①過度の使用又は修理の不十分等により固定資産が著し く損耗したこと。
- ②減価償却しなかったため償却不足が生じていること。
- ③取得価額が取得時の事情等により、同種の資産に比して高いこと。
- ④機械及び装置が、製造方法の急速な進歩等により旧式 化していること。



